

休止・廃止・再開届

対 象	次の場合には、30日以内に届出が必要です。 1 営業を廃止、休止、再開したとき 2 施設の移転、申請者の組織変更、相続など変更届の範囲を超える変更を生じたとき
注意点	1 この様式は、薬機法に関する届出様式です。（毒劇法の届出は、別様式です） 2 対象2については、参考資料1をご確認下さい。 3 届出の単位は、許認可毎です。※複数業種や複数店舗分をまとめた届出は無効です 4 薬局製剤の廃止については、併せて承認整理届の提出が必要です。
提出書類	1 休止・廃止・再開届 2 廃止の場合は、現有の許可証（管理医療機器販売・貸与業の場合は、届出書の副本）
担 当	奈良県薬務・衛生課 医薬品指導係 奈良市登大路町30 【 電話：0742-27-8670、FAX：0742-27-3029 】 【 担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】

変更内容と手続きの概要

参考資料 1

項目	変 更 内 容	手 続 き
構造設備・所在地	①同一ビル内の同一階における平行移動・増改築等であって、店舗面積が変更前の2倍以下の範囲の場合 なお薬局は、調剤室が既存店舗内にある場合に限る。 ②同一敷地又は同一ビル内で、医療機器販売・貸与業の店舗を移転した場合 ③住居表示法や市町村合併に伴い、所在地の表記が変更となる場合	変更届
	④既存店舗を移転又は建て替える場合（①、②の場合を除く） ⑤店舗を同一ビル内の他の階へ移動する場合（②の場合を除く）	廃止届 及び 新規許可申請
許可を受けた者	①同一人における姓・名、同一法人における商号を変更する場合 ②住所、法人の主たる事務所の所在地を変更する場合 ③業務役員に変更を生じる場合 ④同一法人において、(有)と(株)、又は(名)と(資)で組織変更する場合 ⑤法人の合併・分割後の存続法人が、その名称を変更する場合	変更届
	⑥相続により、営業者に変更を生じた場合 ⑦同一の商号であっても、新たに別法人として設立する場合 ⑧経営者を個人から法人、(有)・(株)から(名)・(資)に組織変更する場合 ⑨法人の合併・分割により、許認可取得法人が消滅したり、合併法人が事業を行う設立新法人が事業を継続する場合	廃止届 及び 新規許可申請
資格者等	①管理者・薬剤師等の有資格者に変更を生じた場合（②～④の場合を除く）	変更届
	②薬種商販売業において適格者を変更した場合	廃止届 及び 新規許可申請
	③配置販売業・特例販売業(歯科・ガス)において、資格者等を変更した場合 法人の配置販売業：変更前から既に役員に就任し、かつ資格者要件を満たす者への変更する場合 法人の特例販売業：業務役員又は業務を実地に管理する役職にあり、かつ人的要件に適合する者への変更する場合	変更届